

## 障害者福祉施策に関する提言

障害者福祉施策の充実強化を図るため、国は、次の事項について積極的な措置を講じられたい。

### 1. 障害者総合支援法について

(1) 障害者総合支援法に基づく制度の詳細の検討に当たっては、関係者や都市自治体の意見を十分に踏まえ、障害者の生活が保障された安定的な制度とすること。

また、都市自治体、利用者及び事業者等が新制度に円滑に移行できるよう、制度設計の速やかな情報提供等に十分配慮するとともに、移行に要するシステム改修費等の諸費用について十分な財政措置を講じること。

さらに、障害者自立支援協議会について、必要な財政措置を講じること。

(2) 障害者の自立と社会参加に向けた施策の充実を図るため、自立支援給付、地域生活支援事業、障害児通所支援事業、相談支援事業等について、都市自治体の超過負担が生じないように、地域の実態を踏まえ、十分な財政措置を講じるとともに、障害特性等を考慮した障害福祉サービスや相談支援体制の充実等を図ること。

(3) 事業者による安定的な事業運営及びサービス提供が可能となるよう、サービスの利用実態等を十分踏まえ、報酬単価の見直しや財政措置の拡充を含め、必要な措置を講じること。

(4) 自立支援医療について、障害福祉サービス及び補装具に係る利用者負担の軽減措置と同様の措置を講じること。

(5) 不正請求等を行った障害福祉サービス事業所等への給付費について、国等へ返還する仕組みを改め、減免等が可能となるよう抜本的な見直しを行うこと。

2. 精神障害者に係る公共交通運賃、有料道路料金について、割引制度を設けるとともに、身体障害者及び知的障害者に係る運賃割引等の利用制限の撤廃や利用手続きの簡素化等について、関係機関へ要請すること。

また、NHK放送受信料免除に係る証明事務等について、人件費等の必要な経費負担及び事務処理の簡素化を図るよう働きかけること。

3. 重度障害者への医療費助成について、十分な支援措置を講じること。

4. 福祉医療費補助の執行について、保険者が被保険者に柔道整復療養費の支給決定通知を行うよう、必要な措置を講じること。
5. 障害者の就労支援について、財政措置の拡充を含めた十分な支援措置を講じること。
6. 障害者等が障害者用駐車スペースを円滑に利用できるよう、「パーキングパーミット制度」の全国的な導入を図ること。